

○自治医科大学医学部授業科目の履修方法、授業科目修了の認定、単位の授与、試験、進級及び卒業の取扱いに関する規程

(昭和50年4月1日制定)

改正	昭和53年4月1日	昭和54年4月1日	昭和55年4月1日
	昭和56年4月1日	昭和56年6月1日	昭和58年4月1日
	昭和60年1月20日	平成元年5月18日	平成5年4月1日
	平成8年規程第5号	平成9年規程第8号	平成10年規程第3号
	平成10年規程第31号	平成12年規程第1号	平成14年規程第9号
	平成14年規程第43号	平成15年規程第2号	平成15年規程第51号
	平成18年規程第3号	平成19年規程第15号	平成19年規程第39号
	平成21年規程第27号	平成21年規程第43号	平成22年規程第17号
	平成23年規程第13号	平成24年規程第5号	平成25年規程第16号
	平成26年規程第12号	平成27年規程第2号	平成27年規程第15号
	平成27年規程第45号	平成27年規程第82号	平成28年規程第62号
	平成29年規程第7号	平成29年規程第41号	平成30年規程第3号
	平成31年規程第12号	令和2年規程第35号	令和2年規程第53号
	令和3年規程第18号	令和4年規程第6号	令和5年規程第2号
	令和6年規程第18号		

(趣旨)

第1条 この規程は、自治医科大学学則(昭和47年2月5日制定。以下「学則」という。)第11条の2第2項、第14条第2項、第15条第2項、第19条、第25条第4項及び第44条の規定に基づき、医学部学生(以下「学生」という。)の授業科目の履修方法、試験、進級、卒業等の取扱いを定めるものである。

(履修届)

第2条 学生は、必修授業科目以外の授業科目のうちから履修しようとする科目を選択して、履修届(別記様式第1号、第1号の2及び第1号の3)を、原則として4月28日までに医学部長に提出しなければならない。

2 履修届を提出した授業科目を変更しようとする場合は、履修科目変更届(別記様式第2号)を医学部長に提出しなければならない。

(試験)

第3条 試験は、定期試験、中間試験、再試験、追試験、卒業試験、総合判定試験及び共用試験(CBT、Pre-CC OSCE、Post-CC OSCE(大学独自課題を含む。以下第3項において同じ。))とする。

2 試験の期日は、教育要項に指定する期日のほか、医学部長が別に定める期日とする。

3 再試験は、定期試験、卒業試験又は当該試験の追試験において不合格となった者及び共用試験の本試験において不合格となった者に対して行う。この場合にあつては、1科目につき1,000円の再試験料を徴収するものとする。

4 追試験は、原則として、定期試験、中間試験、卒業試験又は当該再試験を病気その他やむを得ない事由により欠席した者で、事前又は、当該試験終了後3日以内に、試験欠席届(別記様式第3号)を医学部長に提出したものに対して行うものとする。ただし、その他の試験を欠席した者の取扱いは、医学部長が、その理由、状況等を勘案し、別に定めることができる。

5 再試験は、再試験期間に行い、追試験は、申請に基づき当該試験期間後の適当な日時を定めて行う。ただし、共用試験CBTの再試験は、医学部長が適当な日時を定めて行うものとする。

6 再試験及び追試験を受験しようとする者は、あらかじめ再・追試験受験願(別記様式第4号)を医学部長に提出しなければならない。

7 試験期日は、試験実施の2週間前までに提示することを原則とする。

(試験の受験資格)

第4条 各授業科目の講義についてはそれぞれの時間数の3分の1以上の時間を、演習、実験、実習及び実技についてはそれぞれの時間数の5分の1以上の時間を欠席した者には、原則として当該授業科目の定期試験の受験資格を認めない。なお、この場合において、「実習」のうち臨床実習については、「定期試験の受験資格」を「評価資格」に読み替えるものとする。

(試験成績の評価基準)

第5条 試験成績の評価は、優、良、可及び不可の4種とし、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。ただし、総合判定試験成績の評価については、その都度、医学部教授会(以下「教授会」という。)の意見を聴いて、医学部長が決定するものとする。

2 評価基準は、次のとおりとする。

優 80点以上100点まで 良 70点以上80点未満 可 60点以上70点未満  
不可 0点以上60点未満

(授業科目修了の認定及び単位の授与)

第6条 授業科目修了の認定及び単位の授与は、試験その他の審査により、原則として授業科目責任者が行う。ただし、第7条第1号から第5号までに規定する進級の要件を満たさなかった者の該当学年配当科目及び同条第1号から第3号までの各号ただし書の規定により進級した者の前学年配当科目のうち、未修得科目の再試験の結果に基づく、授業科目修了の認定及び単位の授与は、授業科目責任者の意見を聞いて教務委員会が行う。

2 授業科目修了の認定及び単位の授与は、試験その他の審査に合格したことをもって行う。

3 授業科目の単位は、学則第16条第1項に規定する在学期間内に修得しなければならない。ただし、第7条第1号から第3号までの各号ただし書の規定により未修得単位を有する進級者の当該未修得単位については、この限りでない。

(GPA制度の導入)

第6条の2 第5条に定める評価基準を基に、単位あたりの成績評価の平均値を示すGPA (Grade Point Average) を算出する。

2 前項のGPAの算出方法及び活用方法は、別に定める。

(及落判定会議の時期)

第6条の3 及落判定会議については、1学年から5学年までは3月に行い、6学年は1月に行うものとする。

(進級の要件)

第7条 各学年における進級の要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 1学年修了までに総合教育科目34.75単位以上、必修科目8科目15.2単位、合計49.95単位以上を修得した者は、2学年に進級することができる。ただし、これらの進級に必要な科目(以下「該当学年配当科目」という。)の未修得者のうち、次条に定める者については、2学年に進級させることができるものとする。

この場合において、当該未修得単位は、2学年終了までに修得しなければならない。

(2) 2学年修了までに、総合教育必修科目2科目1.5単位、必修科目20科目47.45単位、合計48.95単位以上を修得(前学年の該当学年配当科目の未修得単位がある場合は、当該単位の修得を含む。次号から第4号まで同じ。)した者は、3学年に進級することができる。ただし、該当学年配当科目の単位の未修得者の

うち、次条に定める者については、3学年に進級させることができるものとする。

この場合において、当該未修得単位は、3学年終了までに修得しなければならない。

- (3) 3学年修了までに、必修科目27科目51.25単位以上を修得し、かつ、当該年度の共用試験CBT及び共用試験Pre-CC OSCE（以下この号ただし書き及び第6号において「共用試験」という。）に合格した者は、4学年に進級することができる。ただし、該当学年配当科目（「総合診断学2」を除く。）の単位の未修得者のうち、当該年度の共用試験に合格した者であって、かつ、次条に定める者については、4学年に進級させることができるものとする。

この場合において、当該未修得単位は、4学年終了までに修得しなければならない。

- (4) 4学年修了までに、必修科目24科目48.2単位以上を修得し、かつ、当該年度の総合判定試験に合格した者は、5学年に進級することができる。
- (5) 5学年修了までに、必修科目19科目41.55単位、選択必修臨床実習2科目10単位、合計51.55単位以上修得し、かつ、当該年度の総合判定試験に合格した者は、6学年に進級することができる。
- (6) 前3号に規定する進級に必要な科目のうち、不合格の科目がある場合は、原則として共用試験又は総合判定試験の評価は行わないものとする。

(進級の特例要件)

第8条 前条第1号から第3号までの各号ただし書の規定により進級させることができる者は、次の各号のすべてに該当し、かつ、学長が進級させることを相当と認めるものとする。

- (1) 該当学年配当科目において、第4条に規定する当該科目の受験資格を有すること。
- (2) 該当学年配当科目のうち、不可科目が原則として1科目であること。

(再履修)

第9条 第6条第2項、第7条第3号から第5号及び第12条の規定に基づき現学年にとどめられた者は、当該学年に係る全授業科目において修得した科目を含め全てを未修得単位とみなし、原則として当該学年に係る全授業科目を再履修するものとする。ただし、教務委員会が特に認めた科目の再履修については、免除されることがある。この場合において、免除された科目は、修得したものとし、単位の取得を認定するものとする。

- 2 前項の規定により現学年にとどめられた者は、翌年度にその学年において履修すべき授業科目(教務委員会が特に認めた免除科目を除く)を再履修し、単位取得の認定を受けなければならない。
- 3 再履修における試験、試験の受験資格及び試験成績の評価基準については、第3条、第4条及び第5条の規定を準用する。
- 4 再履修となった授業科目の修了及び単位の授与は、授業科目責任者の意見を聞いて、教務委員会が行う。

(総合判定試験)

第10条 4学年において実施する総合判定試験にあつては1学年から4学年までに、5学年において実施する総合判定試験にあつては1学年から5学年までに、6学年において実施する総合判定試験にあつては1学年から6学年までに修得すべき知識、技能、態度の達成度を総合的に評価するものとする。

(共用試験)

第11条 共用試験CBTにあつては臨床実習に参加する学生に必要とされる基本的知識の理解度を、共用試験Pre-CC OSCE及び共用試験Post-CC OSCE（大学独自課題を含む。）にあつては診察・技能及び態度の達成度を評価するものとする。

（卒業試験・卒業）

第12条 6学年において15科目の総括講義に出席し、かつ、選択必修臨床実習に合格した者に、卒業試験の受験資格を与える。

2 卒業試験の科目は、別記のとおりとする。

3 卒業の認定は、共用試験Post-CC OSCE（大学独自課題を含む。）及びすべての卒業試験に合格し、かつ、当該年度の総合判定試験に合格した者について行う。

（卒業試験・卒業の特例要件）

第13条 5学年総合判定試験及び臨床実習（必修科目）の成績が特に優秀な者に対しては、総括講義及び卒業試験の一部又は全部を免除することができる。この場合における当該学生の認定は5学年総合判定試験及び臨床実習（必修科目）の結果に基づき、一定の条件を満たす学生を教務委員会が選出し、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

2 前項の規定により選考の上認定された学生は、総括講義及び卒業試験が免除され、当該期間において各自が希望する学内外での医療機関等での臨床・研究実習を受けることができる。この場合、当該学生には責任学内指導教員を付けるものとする。

3 免除された総括講義及び卒業試験科目の単位の認定は、当該医療機関等での臨床・研究実習の内容に基づき、責任学内指導教員の意見を聴いて、教務委員会が行うものとする。

4 免除科目における試験成績の評価基準については、第3条、第4条及び第5条の規定を準用する。

（進級・卒業の措置）

第14条 第7条、第10条、第11条及び第12条の規定に基づく当該学生に対する措置は、教務委員会の報告に基づき、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法、試験、進級、卒業等の取扱いに関し必要な事項は、その都度学長が定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年4月1日)

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項及び第2項並びに第8条の改正規定は、昭和53年度に入学した者から適用する。

附 則(昭和54年4月1日)

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日)

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年6月1日)

この規程は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則(昭和58年4月1日)

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年1月20日)

- 1 この規程は、昭和61年1月20日から施行する。
- 2 この規程による改正後の授業科目の履修方法試験及び課程移行卒業の取扱いに関する規程第6条の規定は、昭和61年度の入学者から適用し、昭和60年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則(平成元年5月18日)

この規程は、平成元年5月18日から施行する。

附 則(平成5年4月1日)

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日に在学する者及び自治医科大学学則第21条の規定により平成5年4月1日以降に2学年以上の相当する学年に入学を許可された者については、改正後の授業科目の履修、試験、進級及び卒業の取扱いに関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年規程第5号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規程第8号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規程第3号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規程第31号)

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、平成11年度の入学者から適用する。ただし、平成11年度に第2学年に進級した者にあつては、自治医科大学学則第4条第3号及び別表第3の3基礎医学の表に規定する生化学及び病態生化学の2科目を、自治医科大学学則の一部を改正する規則(平成10年規則第7号)による改正後の学則第4条第3号及び別表第3の3基礎医学の表に規定する生化学の1科目として取扱うものとし、同条同項の「23科目」は「22科目」とする。

附 則(平成12年規程第1号)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、平成12年度の入学者から適用し、平成12年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第6条第2項の規定は、施行日に新たに第3学年に進級した者から適用し、平成12年3月31日に第3学年、第4学年及び第5学年に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成14年規程第9号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規程第43号)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、平成15年度の入学者から適用し、平成15年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成15年規程第2号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規程第51号)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条、第7条及び第8条第1項及び第3項の規定は、平成16年度の入学生から適用し、平成16年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則(平成18年規程第3号)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第3項の規定は、施行日に新たに第3学年に進級した者から適用し、平成18年3月31日に第3学年に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成19年規程第15号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規程第39号)

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の規定は、平成20年度以降入学する者及び施行日において第1学年から第4学年までに在籍する者に適用し、施行日において第5学年及び第6学年に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則(平成21年規程第27号)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第2号の規定は、施行日に新たに第2学年に進級する者から適用し、平成21年3月31日に第2学年に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第7条第3号の規定は、施行日に新たに第3学年に進級する者から適用し、平成21年3月31日に第3学年に在学する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第7条第4号の規定は、施行日に新たに第4学年に進級する者から適用する。
- 5 改正後の第7条第5号の規定は、施行日に新たに第5学年に進級する者から適用し、平成21年3月31日に第5学年に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年規程第43号)

この規程は、平成21年5月7日から施行する。

附 則(平成22年規程第17号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規程第13号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規程第5号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規程第16号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規程第12号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第2号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第15号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第45号)

この規程は、平成27年4月27日から施行する。

附 則(平成27年規程第82号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第62号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規程第7号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規程第41号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規程第3号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年規程第12号)

この規程は、平成31年2月21日から施行する。

附 則(令和2年規程第35号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規程第53号)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則(令和3年規程第18号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規程第6号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年規程第2号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規程第18号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)  
総合教育科目選択履修届  
[別紙参照]

別記様式第1号の2(第2条関係)  
総合科目(セミナー)選択履修届  
[別紙参照]

別記様式第1号の3(第2条関係)  
臨床実習選択履修届  
[別紙参照]

別記様式第2号(第2条関係)  
履修科目変更届  
別記様式第2号 (第2条関係)  
[別紙参照]

別記様式第3号(第3条関係)  
試験欠席届  
[別紙参照]

別記様式第4号(第3条関係)  
再・追試験受験願  
[別紙参照]

別記(第8条関係)  
卒業試験の科目  
[別紙参照]